

揖斐川町「かっぱの河太郎」デザイン使用取扱要綱

平成29年 5 月 2 日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、揖斐川町マスコットキャラクター「かっぱの河太郎」（以下「かっぱの河太郎」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものである。

(かっぱの河太郎に関する権利)

第1条の2 かっぱの河太郎に関する著作権等の一切の権利は、揖斐川町(以下「町」という。)に属する。

(定義)

第2条 この告示において、デザインとは別表に掲げるもののほか、町長が別に定める展開デザイン等をいう。

(使用承認)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「かっぱの河太郎」デザイン使用承認申請書（様式第1号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 町有施設の指定管理者が当該施設の管理・運営の範囲内において使用するとき。
- (3) 町内の幼稚園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) 町の機関の依頼に基づいて町以外の者が使用するとき。
- (6) その他、町のPR推進のため適当と認める者が使用するとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 町のPR推進という趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 町及びマスコットキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

- (3) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治、宗教及び思想に係る活動とみなされるとき。
- (6) その他、町長がデザインの使用について不相当と認めたとき。

3 前項の規定による承認は、「かっぱの河太郎」デザイン使用承認通知書（様式第2号）により行うものとし、町長は、当該承認に当たって必要な条件を付することができる。

4 前項の承認を受けた物品等の完成品を、完成後30日以内に町長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況が分かる資料を提出すること。

5 町長は、デザインを使用する者に対し、使用状況についての実地調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

（使用料）

第4条 デザインの使用料は無料とする。

（利用期間）

第4条の2 デザイン等の使用期間は、使用承認の日から1年以内であって当該年度の末までとする。

2 前項の利用期間の満了後において、引き続き使用するときは、改めて使用承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第5条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変又は他のイラストと重ねた使用等をしないこと。
- (2) 承認を受けた用途に限って使用し、承認条件に従うこと。
- (3) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (6) 原則として、当該デザインに「揖斐川町マスコットキャラクター かっぱの河太郎」の文字を付すること。

(承認内容の変更)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「かっぱの河太郎」デザイン使用承認変更申請書（様式第3号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(承認の取消)

第7条 町長は、デザインの使用がこの告示及び承認された内容に違反していると認めるときは、「かっぱの河太郎」デザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により当該承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件の使用を中止し、速やかに当該物件を回収しなければならない。

3 前項の場合において、承認を取り消された者にいかなる損害が生じても、町はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 町は、デザイン等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がデザイン等の使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、デザインの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

【パターン】



基本



指さし



ルンルン

【色】

使用部分	カラー指定	2色指定	モノクロ指定
皿	【特色】 DIC20 【4色カラー】 C30%、M5%、Y15%	K20%	白
髪	【特色】 DIC378 【4色カラー】 C80%、M40%、Y80%	K50%	K50%
目・はっぴの襟	【特色】 黒 【4色カラー】 K100%	K100%	K100%
くちばし	【特色】 DIC166 【4色カラー】 M15%、Y100%	白	白
口の中	【特色】 DIC2493 【4色カラー】 C15%、M80%、Y80%	K60%	K60%
はっぴ	【特色】 DIC137 【4色カラー】 C70%、Y20%	C100%	K60%
はっぴの袖の中	【特色】 DIC137 【4色カラー】 C70%、Y20%	白	白
はだ	【特色】 DIC90 【4色カラー】 C30%、Y100%	C20%	K20%

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長 印

揖斐川町マスコットキャラクター「かっぱの河太郎」デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により承認した揖斐川町マスコットキャラクター「かっぱの河太郎」のデザインの使用については、揖斐川町マスコットキャラクター「かっぱの河太郎」デザイン使用取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりその承認を取り消すこととしたので通知します。

なお、この通知日以降、取り消し対象となったものを使用、配布、提示してはなりません。

記

1 取消対象

2 取消理由

様式第 1 号（その 1）（第 3 条関係）

様式第 1 号（その 2）（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）